

藤岡市農業委員会
令和元年第7回
定例会議事録

令和元年7月5日招集

令和元年藤岡市農業委員会第7回定例会議事録

令和元年7月5日、藤岡市農業委員長 浦部 隆は、令和元年藤岡市農業委員会第7回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第36号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について
議案第41号 農用地利用配分計画（案）について
議案第42号 藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見について
報告第13号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第14号 農地法関係出願等について

[出席農業委員]（14名）

- | | | | | | | | |
|------|-------|------|-------|------|-------|------|--------|
| 1 番 | 折茂 高弘 | 2 番 | 堀米 幸子 | 3 番 | 関根 隆雄 | 4 番 | 福田 俊太郎 |
| 5 番 | 村島 光一 | 6 番 | 浦部 隆 | 7 番 | 生方 康正 | 8 番 | 平井 正子 |
| 9 番 | 中村 勉 | 10 番 | 岩下 次夫 | 11 番 | 秋山 幸夫 | 12 番 | 浅見 健司 |
| 13 番 | 黒澤 義雄 | 14 番 | 高田 孝雄 | | | | |

[欠席農業委員]（なし）

[出席農地利用最適化推進委員]

- | | | | | | | | |
|-----|------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1 番 | 神田 隆 | 2 番 | 新井 浩一 | 3 番 | 堀口 修 | 4 番 | 堀越 隆 |
| 5 番 | 廣瀬 勉 | 6 番 | 梶山 清 | 7 番 | 宮下 春雄 | 8 番 | 木村 正徳 |

[事務局]

- | | | | |
|-------|-------|--------|-------|
| 事務局 長 | 秋山 弘和 | 事務局 次長 | 高田 克己 |
| 係 長 | 梅澤 秀夫 | 主 事 | 八木 眸美 |
| 主 事 | 松本 峻 | | |

（開 会 13時30分）

事務局次長 ただ今より令和元年第7回定例会を進行させていただきます。開会に当たりまして、浦部会長より挨拶をお願いいたします。

（会長挨拶）

事務局次長 ありがとうございます。それでは会長に議事進行をお願いいたします。

議長 ただ今より、令和元年第7回農業委員会定例会を開会いたします。
委員総数14名中、出席委員14名全員でありますので、本定例会は成立
いたします。議事録署名委員を指名いたします。11番秋山委員、12番浅
見委員の両名をお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。

議案第36号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 議案第36号整理番号1番について、事務局の説明が終わりましたが、
何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第36号整理番号1番
について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第36号整理番号1番については申請
のとおり決定します。

続きまして、議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について、
議案第38号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第39号農
地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたし
ます。

藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中
に下審査をお願いいたします。各班の審査は下欄に指定されておりますの
でよろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(13時38分 休憩)

(14時44分 再開)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。

それでは、議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について、1
班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第37号農地法第3条の規定による許可申請につ

いて、1班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。

整理番号1番は、立石新田のKさんが、農業経営の規模拡大を図るため、立石新田の農地1筆、941㎡を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書19ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第37号整理番号1番について1班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第37号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第37号整理番号1番は許可と決定します。続きまして2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号2番の1件です。

整理番号2番は、高山のMさんが、経営の安定を図るため、高山の農地1筆、1,666㎡を贈与で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書19ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第37号整理番号2番について2班の班長さんより報告がありましたが、整理番号2番について何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第37号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第37号整理番号2番は許可と決定します。続きまして、議案第38号農地法第4条の規定による許可申請について、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長

報告いたします。議案第 38 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 1 番と 2 番の 2 件です。

整理番号 1 番は、下日野の T さんが、下日野の農地を太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,385 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 2 番は、市外の T さんが、上日野の農地を太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,215 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長

議案第 38 号整理番号 1 番と 2 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、初めに整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 38 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 38 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 38 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 38 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 39 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

議長

報告いたします。議案第 39 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 10 番の 10 件です。整理番号 1 番は、市外の法人が、藤岡の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,034 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと

判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 2 番は、上戸塚の Y さんが、上戸塚の農地を売買で取得し、一般住宅用地として転用するもので、面積は 259 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 3 番は、市外の法人が、森の農地を賃貸で借り受け、ガソリンスタンド用地として転用するもので、面積は 3,380 m²、農地区分は第 1 種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 4 番は、市外の N さんが、立石の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は 500 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 5 番は、立石の T さんが、本郷の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は 500 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 6 番は、市外の法人が、高山の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,492 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 7 番は、浄法寺の H さんが、浄法寺の農地を売買で取得し、一般住宅用地として転用するもので、面積は 341 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 8 番は、市外の Y さんが、三波川の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 995 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 9 番は、市外の法人が、三波川の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 691 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 10 番は、譲原の S さんが、譲原の農地を売買で取得し、露天駐車場用地として転用するもので、面積は 15.3 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 39 号整理番号 1 番から 10 番について 1 班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 39 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 39 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 39 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 39 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 39 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。議案第 39 号整理番号 3 番は面積が 3,000 m²を超えていますので許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取します。次に整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 39 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 39 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 39 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 39 号整理番号 5 番は許可と決定します。次に整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 39 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 39 号整理番号 6 番は許可と決定します。次に整理番号 7 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 39 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 39 号整理番号 7 番は許可と決定します。次に整理番号 8 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 39 号整理番号 8 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 39 号整理番号 8 番は許可と決定します。次に整理番号 9 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 39 号整理番号 9 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 39 号整理番号 9 番は許可と決定します。次に整理番号 10 番について、何かご意見がありましたらお願いしま

す。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 39 号整理番号 10 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 39 号整理番号 10 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 39 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 11 番から 17 番の 7 件です。

整理番号 11 番は、市外の法人が、岡之郷の農地を売買で取得し、露天資材置場用地として転用するもので、面積は 81 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 12 番は、市外の法人が、上大塚の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,073 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 13 番は、本動堂の K さんが、本動堂の農地を売買で取得し、指定集落内の専用住宅用地として転用するもので、面積は 25 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 14 番は、同じく本動堂の K さんが、本動堂の農地を売買で取得し、露天駐車場用地として転用するもので、面積は 19 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 15 番は、下栗須の U さんが、篠塚の農地を売買で取得し、指定集落内の専用住宅用地として転用するもので、面積は 247 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 16 番は、下大塚の S さんが、篠塚の農地を売買で取得し、指定集落内の専用住宅用地として転用するもので、面積は 363 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 17 番は、小林の Y さんが、鮎川の農地を使用貸借で借り受け、

分家住宅用地として転用するもので、面積は 369 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 39 号整理番号 11 番から 17 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、初めに整理番号 11 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 39 号整理番号 11 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 39 号整理番号 11 番は許可と決定します。次に整理番号 12 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 39 号整理番号 12 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 39 号整理番号 12 番は許可と決定します。次に整理番号 13 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 39 号整理番号 13 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 39 号整理番号 13 番は許可と決定します。次に整理番号 14 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 39 号整理番号 14 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 39 号整理番号 14 番は許可と決定します。次に整理番号 15 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 39 号整理番号 15 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 39 号整理番号 15 番は許可と決定します。次に整理番号 16 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 39 号整理番号 16 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 39 号整理番号 16 番は許可と決定します。次に整理番号 17 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 39 号整理番号 17 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 39 号整理番号 17 番は許可と決定します。続きまして、議案第 40 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 ただ今、議案第 40 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 40 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第 40 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画については原案のとおり決定します。続きまして、議案第 41 号農用地利用配分計画（案）について上程します。事務局より説明願います。
(事務局説明)

議長 ただ今、議案第 41 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。
(なし)

議長 特に、意見もないようですので、議案第 41 号農用地利用配分計画（案）について、特に意見なしということに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので異議なしと認め、議案第 41 号農用地利用配分計画(案)については、特に意見なしということで決定します。
続きまして、議案第 42 号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見について、上程します。農林課より担当者が参っておりますので説明をお願いします。
(農林課説明)

議長 ただ今、議案第 42 号について、農林課の説明が終わりましたが、初めに 1 番と 2 番について何かご意見がありましたらお願いいたします。

議長 福田委員どうぞ。

福田委員 2 番のコンビニ店舗の関係ですが、排水はどうなりますか。

議長 農林課より説明願います。

農林課 雨水排水については、隣接地に流れないようにしっかりと区画し、地下浸透により宅内処理する計画であり、オーバーフロー分については道路

側溝へ排水し、合併浄化槽処理後の排水は宅内処理する計画です。

議長 他に何かございますか。

議長 折茂委員どうぞ。

折茂委員 近くにコンビニがありますが、ここは休憩所目的ということですか。

議長 農林課より説明願います。

農林課 こちらの店舗は24時間営業していただくか、あるいは24時間営業できない場合はトイレ等を利用できる休憩所として24時間使用できる設備を設けていただく必要があります。

議長 他に何かございますか。

(なし)

議長 他に、意見もないようですので、議案第42号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見についての1番と2番について、「特に意見なし」ということでよろしいですか。

(なし)

議長 異議なしと認め、議案第42号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見についての1番と2番は、そのように決定します。

次に議案第42号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見についての3番について審議・採決に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第31条の規定により、本議案に関する委員は、審議終了まで退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長 それでは、3番について何かご意見がありましたらお願いいたします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、議案第42号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見についての3番について、特に意見なしということよろしいですか。

(なし)

議長 異議なしと認め、議案第 42 号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見についての 3 番について、そのように決定します。
（関係委員着席、農林課職員退席）

議長 続きまして、報告第 13 号・14 号を一括して上程します。事務局より説明願います。
（事務局説明）

議長 ただ今、報告第 13 号・14 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。
（なし）

議長 特に、意見もないようですので、以上をもちまして、令和元年第 7 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

（審議終了 15時49分）